

江南市子ども・子育て支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 江南市の子ども・子育て支援の施策の推進に関する必要な措置について協議するとともに、子ども・子育てに係る施策全般について子どもの保護者等の関係者の意見を聴くため、江南市子ども・子育て支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江南市次世代育成支援行動計画の推進に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関する事項
- (3) 幼児期の学校教育及び保育並びに地域の子ども・子育て支援の推進に関する事項
- (4) その他子ども・子育てに係る施策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 江南市次世代育成支援行動計画推進協議会設置要綱（平成17年12月1日施行）は、廃止する。